

○財務省告示第三百三十五号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十九年四月二十四日に発行した政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年五月九日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百七十八回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下



九	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十九年四月二十四日	額五毛以上のそれぞれ応募価格	厘六毛	厘額百円につき百円三銭五	平成二十九年七月二十四日	ただし、償還期が銀行休業日に	償還金を支払う。その翌営業日に	日本銀行額百円につき百円	財務大臣から通知を受けた者	平成二十九年四月二十四日	払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	十二	償還期限	争入札発	非価格競	者第I	特別参加	国債市場	口	イ	十一	発行行日	発行価格	入札発行	十	十四	十三	十五	十六
---	------	-----------------	----------------	--------------	----------------	-----	--------------	--------------	----------------	-----------------	--------------	---------------	--------------	------	-------	----	-------	------	----	------	------	------	-----	------	------	---	---	----	------	------	------	---	----	----	----	----